

## 令和3年度 八尾市環境審議会 第1回 温暖化対策部会 会議録

- 日 時 令和4年1月26日（水）午後5時00分～午後6時00分
- 場 所 八尾商工会議所3階 多目的室及びZoom（ハイブリッド会議）
- 出席委員 花田委員、原委員、鍋島委員
- オブザーバー 大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 岩井田課長補佐
- 事務局 環境保全課 西村課長、京谷課長補佐、福井係長、新葉主査、植田主事
- 傍聴者 なし
- 当日次第
  - 1 開会
  - 2 審議事項
    - 国の動向の確認、八尾市地球温暖化対策実行計画改定における論点整理
  - 3 その他
  - 4 閉会
- 配布資料
  - 資料：地球温暖化対策実行計画における国・大阪府・八尾市での比較
  - 参考資料：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について（脱炭素先行地域）
  - 参考資料：改正地球温暖化対策推進法（地域脱炭素化促進事業）に関する資料

## ○議事の概要及び発言の趣旨

### 1 開会

### 2 審議事項

#### ●国の動向の確認、八尾市地球温暖化対策実行計画改定における論点整理

##### <意見等>

委員 お聞きしたいことが1点ある。地域脱炭素化促進区域（以下、促進区域）と脱炭素先行地域（以下、先行地域）の違いをご教示いただきたい。

事務局 促進区域とは、地域脱炭素化促進事業を行うあらかじめ決められた一定の区域のこと。地域脱炭素化促進事業とは、地域脱炭素化促進施設の整備や地域の脱炭素化のための取組等から構成される。一定の区域にメガソーラーを導入するといった、大規模な発電設備の改修や設置をする際、事業者は手続きを簡略できる等のメリットがある。

先行地域とは、例えば住宅を建設する区画を先行地域に設定し、その区画から排出するCO2実質ゼロをめざすものになる。

委員 先行地域は市域全体ということか？

事務局 市域全体とは限らない。例えば山手を指定するといったことも考えられる。

大阪府 補足させていただく。この二つは位置づけが大きく違う。促進区域は温対法に位置付けられているもので、設定されたそもそもの問題意識は、再生可能エネルギーを大規模に導入していく際に、環境アセスメント法（環境影響評価）の手続きに時間がかかるとか、様々な法律の手続きがあって事業者は大変であるというのが1点目、また再生可能エネルギーを導入していくと自然破壊に繋がるような事例もみられるというのが2点目である。また、促進区域には、その区域から除外すべきエリアというのがある。環境保全上、保護区域となるエリアは促進区域からは除外される。このように促進区域を設定し、その区域内で行う事業には事業者が環境アセスメント法の手続きの省略ができたり、個々の法律を一括して手続きできる制度を設けることができる。

先行地域については、まず全国で100か所のモデル地域を作

るイメージである。促進区域は広域であるのに対し、先行地域は街区レベル（人口 1,000 人規模未満）であり、その地域の中で 2030 年までに CO2 排出量実質ゼロを達成する事業を立ち上げ、国がそこに交付金を入れていくというような制度になっている。

促進区域と先行地域については、元々の発想が違うのと、規模的なところでも促進区域については設定するとなると広域になる。またエリアの指定について、促進区域は環境保全上、再生可能エネルギーを導入しない方が良い場所が指定されるのに対し、先行地域は狭域であっても国から交付金を出していき、トップランナー的にモデル地域を作っていくイメージである。

委員 オブザーバーより大阪府の動向をご教示いただきたい。

大阪府 大阪府では昨年 3 月に実行計画を改定し、2030 年度の目標値は 2013 年度比で 40%削減とした。国の目標値が 46%、さらに 50%の高みをめざすとされており、それに比較すると低い数字になっているが、大阪府の計画の目標値設定当時、国の今後の計画改定において追加されるであろう施策（資料 4 頁 国の動向に記載の施策）は把握しており、大阪府の計画にも含めて作成している。また、電力の排出係数について、大阪府の計画では 0.33 を使用しているのに対し、国の計画は 0.25 を使用しており、国の排出係数を使用して、大阪府の計画を見直すと目標値は 48%に上がるので、実質の目標値としては国の計画と同等であると認識している。したがって、大阪府では実質 48%であることを説明しながら、達成していこうと考えており、現時点では、計画の改定は考えていない。

また、大阪府には温暖化の防止等に関する条例があり、エネルギーを多量に使う事業所に対しては CO2 排出削減計画を作成していただき、毎年実績報告をもらっているところである。現在、条例の見直しを行っており、具体的には削減の目安を引き上げることや、届出対象外の事業所も任意で届出をしてもらい、届出をした事業所に対して、金融機関と連携して ESG 金融のようなカタチで、安い金利で融資してもらおうといったことを考えている。その見直しの中の 1 つで、電気の小売事業者に対しても、再生可能エネルギーの導入計画書や実績報告書を出してもらう制度を作ろうとしている。その制度ができると、電気小売事業者から区域の電力の排出係数のデータが届出される。また、市町村別の電気使用量については、関西電力送配電株式会社と調整しており、同

社が実際に送配電した市町村別の電気使用量のデータはいただける予定である。市町村には今後それらのデータを提供する予定をしている。

委員 先行地域の検討は現時点では難しいとの話であったが、これはエリアを特定して、ある程度の将来設計を含めて考えないといけない、そこまでの準備が整わないということか。先行地域を設定する方向ではなく、例えばPV（太陽光発電）の導入のサポートなどのように、個別に行っていくという考えか。

事務局 先行地域については今後も引き続き検討が必要だと考えている。重点対策については市域で使えるので、まずはこちらを活用したいと考えている。

委員 先行地域は1回で募集終了ではなくて、今後も追加されるのか。

事務局 1回の公募で決まるのは20～30地域であり、今後も募集すると聞いている。

委員 2030年度の目標値を上げていくという今後の方針と、うまく組み合わせていく必要がある。あと8年くらいなので、現実的には今できることをやって、今の技術で対応するという事だと思う。そこをどうしていくかというのが論点であるから、その辺りの全体的なデザインをどうするか考えないといけない。今後の八尾市の方針で、2030年度の目標値をどこまであげるのかということもあり、これからこういった対策をするか、喫緊の課題であると考えている。

委員 2030年度の部門別の目標値を今後改定していくことになると思うが、それにあたってどのようなデータを利用できるか。例えば、産業部門の目標値が大阪府に比べて低いのでここを上げていくといった話が出たときに、産業部門の十分な現状分析のデータがないと議論しづらいと考える。

事務局 市域の排出量算定にあたっては、国が出している各種統計資料を用いて、エネルギー消費量を算出している。産業部門であれば灯油・軽油・重油を使っており、それを産業部門毎に統計

資料を用いて算出している。例えば製造業であれば、総合エネルギー統計、産業別統計表、工業統計などを用いて、市域全体の製造業におけるエネルギー使用量を算出している。また、製造品出荷額からも、どれだけ製造されたか、どれだけ稼働していたかをみながら、総合的に算出している。データとしてはそのあたりを活用していくことになる。

委員 重点対策加速化事業について、お聞きしていると、PV（太陽光発電）に補助を出すイメージが強いが、2030年度までの削減目標が高いので、対処療法というか、付け足しのような施策で目標が達成されるのか心配である。また、住宅建築物はとても影響が大きいので、このあたりはきちんと整備されないと目標に届かないのではないかと思う。今後市内の建物は省エネが基準になっていかないといけない。ゼロカーボンドライブについては、八尾市だけでは難しいとは思いますが、交通システムや道路の形、ロードプライシング（＝特定の道路や地域、時間帯における自動車利用者に対して課金することにより、自動車利用の合理化や交通行動の転換を促し、自動車交通量の抑制を図る施策）等まで考えないといけないのではないかと考える。

### 3 その他

事務局 来年度に市域内の再生可能エネルギーポテンシャル調査を考えており、その調査内容を温暖化対策部会で報告したいと考えている。次回の温暖化対策部会は7月を予定している。

### 4 閉会